

市民局 市民相談室における相談の受付等の業務 会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、市民局市民相談室における相談の受付等の業務 会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、面接により行う。

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数」

1 日 5 時間 45 分の勤務時間で週 5 日の勤務日

「勤務時間」

午前 9 時 30 分～午後 4 時まで

「休憩時間」

45 分間

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。